

## 【総務省】

日時：12月7日（月）13：30～14：00

場所：総務省1F会議室

対応：自治行政局行政課行政第三係 工藤係長

5 自治行政局公務員課給与能率推進室定数管理係 渡邊係長

## 1. 公教育の無償化について

10 (1) 義務制諸学校において給食費、教材費等の公費負担を実現すること。学級費、給食費等の学校徴収金の取り扱いは、地方自治法第235条4項2違反であることを文部科学省と協議し地方自治体への改善を行うこと。

(2) 公立学校において授業料の無料化を実現すること。2010年4月からの実現に向けた円滑な移行措置を講ずること。また、高校の給付型奨学金の拡充を行うこと。

15 総務省： 現行の地方自治法の現金の保管についての規定の一般的な解釈ということでお話させていただきたい。地方自治法第235条4項2において「債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金又は有価証券は、法律又は政令の規定によるのでなければ、これを保管することができない。」と規定されている。このいわゆる歳出歳入外現金と  
20 呼ばれる制度自体は昭和38年の地方自治法の改正によって規定されたもので、地方公共団体が責任を持って現金の保管にあたるという趣旨から法定化されたもの。つまり地方公共団体が無制限に所有に属さない、昔で言う雑務金を保管することは認められないとのことからによるものである。  
25 つまり、現行制度上では雑務金というような現金は残り得ないことになっており、法令の根拠に基づくものでなければ保管できないということは、自治体が財務規則などを規定することで保管ができるという関係にはない。

財務規則等で公金の概念を拡大することは認められていない。

30 自治労： (2)に記載の高校の授業料の無料化が現在、実現に向けて進んでいるところであるが、それが実現した場合は、授業料と一緒に徴収している私会計の部分について、全て認められないということでは現場はかなり混乱することが予想される。

要請書に記載のとおり、向けた円滑な移行措置という面でご配慮いただきたい。

5 総務省： 誤解の無いように申し上げるが、先ほどは公金として保管ができないと述べたわけで、現に保管している現金は公金ではないという整理で、例えば無くなったとしてもそれは地方公共団体の責任ではなく、保管している個人の責任であるということであれば、少なくとも保管はできる。

10 　　ただ、それを公金に準じた扱いとして地方公共団体が責任を負うということではできないということを申し上げたわけである。

15 自治労： とすれば、(1)については文科省が特例法を持っているとか、政令で定めが無い限り、守っていただくというのが総務省の基本的なスタンスということではよろしいか。

20 総務省： 公金として取り扱うのであれば法的根拠は必要だということである。

自治労： 職務上、職員が勤務時間に市民から集めた金について、個人的しか責任を負えないということは問題ではないのか。

25 総務省： 自治法でいう職員の賠償責任というものには係らずに、一般私人間の損害賠償ということになる。

　　これまでも、実態として職員が無くした場合は、その職員とか、職場内のカンパなどで補填してきたのではないか。

30 自治労： 昭和 38 年の自治法改正の意図は無制限に市民から徴収してはならないということではないのか。

総務省： 徴収してはならないというより、無くした場合の損害賠償は誰が負うのかということでは…

35 自治労： 責任を負えない集金を日常的に行われているということは、改善の余地があるということではないのか。

5 総務省： 学校教育の直接の担当でない私がいろいろと言うのは問題があるとは思  
うが、一般的に、事実上そのお金を扱っているという部分が、保管してい  
る個人にとっても、地方公共団体としても不明確であるし、それを納めて  
いる人にとっては、公金概念しかないと思うのでそこは整理が必要だと思  
う。

10 自治労： 地方自治法 210 条の総計予算主義の関係から、学校給食費等多額のお金  
を自治体の実施する事業として市民から集めているわけだが、これは歳入  
に入れるべきではないのか。

15 総務省： 直営でやる場合は、当然(自治体の)予算に関係してくる話であるので  
通常は予算計上が求められるべきである。

ただ、直営ではない場合は、学校が給食事業を行っていないわけなので、  
予算計上という概念は発生しないものとする。

20 自治労： 自治体の事業であるか学校限りの事業であるかの判断であるが、例えば  
自治体で統一的に単価を決めて統一的な制度として市民にお知らせした  
りしている場合は直営ということになるか。

25 現在、自治体の施策として議会の承認までもらって給食費の単価を決め  
ているところがあるが、この場合は自治体の事業だと思うが。

総務省： どういう位置づけかは各団体が判断すべきことである。

25 ただ、給食事業に関する支出についても予算計上されるのであれば、そ  
の保護者負担の実費相当分についても諸収入として予算計上して確実に  
徴収するということになるだろう。

自治労： (2)部分で、歳入に入らない高校の私会計を徴収するシステム維持費や手  
数料を公費で負担することの是非はどうか。

30 総務省： 担当外なので即答しかねる。

自治労： では、後日回答をお願いしたい。

5 自治労： 高校の授業料無償化についての要望として聞いていただきたい。今、所得制限が話題になっているが、今資料をお渡しした中にあるとおり、膨大な事務量や個人情報が発生することや授業料徴収のシステムを残す経費などの問題もあることをぜひご承知置きいただきたい。これは財務省や文科省にもお伝えしている。

自治労： 地方公共団体に属しない私会計の執行に関して、学校事務職員の職務標準に盛り込むことが適切かどうか。

10 総務省： それは自治法の観点から申し上げられる話ではない。自治法で定めているのは公金の安全管理であり、お金を扱う視点からの規定であり、そこと実際の職務範囲の話は結びつかない。

## 2. 義務教育における人件費等について

15 (1) 義務教育費国庫負担制度の検討にあたっては、税財源の移行措置を伴わない廃止・縮減は行わないこと。

(2) 政令指定都市への負担先変更など地方分権に立脚した措置を推進すること。

20 自治労： 今回担当者の方が対応をいただけていないが、2011年までという限られた課題もあるので、義務教育費国庫負担制度の行方も絡めて、ぜひ別途、意見交換をする機会を確保していただきたい。

## 25 3. 学校事務職員の定数について

(1) 都道府県立学校事務職員の定数算定にあたっては、経済的支援事務の拡充等のため、定数基準を最低3名とし、事務長を含む正規職員で賄えるよう措置すること。

30 (回答なし)

## 4. 生涯学習の充実等について

公民館・博物館・図書館等の公的社会教育施設の管理運営方法については設

置責任者である自治体の選択・判断によるものであり、また公的社会教育施設の建設・整備や、社会教育主事等の専門職配置など、公的社会教育施策の実施体制確保についても同様であるが、改正社会教育法等における附帯決議を踏まえ、自治体に対しその趣旨の十分な周知を図るとともに、適切な働きかけを行うこと。

(回答なし)

5. 学校給食並びに学校用務に関することについて

教職員定数の拡大にあたって、行政改革法を理由とした給食調理員及び学校用務員の削減を行わないこと。併せて、自治体の主体的な判断による展開の阻害につながるような指導・助言は行わないこと。

総務省： 総務省としては給食調理員や用務員に限らず、集中改革プランによる5.7%削減について、全体としてメリハリをつけた定員管理に取り組んでいただきたいと要請しているところである。

集中改革プランについてはこの4年間で5.2%という純減が進んでおり、残すところあと一年となっている。

総務省としては、これまでの成果やその影響などについて、研究会を設け、そこには地方公共団体の方も入っていただいて検討していただいております。その中では、業務量の増加への対応や年齢構成についていろいろと影響が出ていることについて報告をいただいているところである。

そういった検討結果も踏まえながら今後の定員管理に取り組んでまいります。

自治労： この間、総務省からは民間との賃金比較など、比較的現業を叩くような情報発信の仕方が多かったと思われる。ここであげた給食調理員や用務員は学校が職員一体となって運営する中で必要な職員として位置づけられており、現業職という比較だけでは語れないものがある。

研究会で検討しているとの話もあったが、それぞれの職種の中でどのような問題が起きているのかをきちんと実態を把握して今後取り組んでいただきたい。

5 総務省： 技能労務職員については骨太方針などでも給与の適正化について民間との比較で注目を浴び、給与の適正化に併せて定員管理、業務の見直し関係について各地方公共団体に見直し方針を策定し、取り組んでいただいている状況にある。その中で、どのような定員管理をするかは自治体のご判断であり、我々としてどの職員を減らすべきというようなことを申し上げることはない。

10 自治労： 自治体の方針や判断ということであるが、ほとんどが現業職の採用を止めているのが実態であるが、中には採用しているところもあり、そういうところは、総務省から呼ばれて指導を受けているということも耳にしている。

15 総務省： 呼んで指導ということは無いと思うが、例年1回定員管理について調査をお願いしているが、その中で、技能労務職員に限らず、いろいろな職員の定員管理や給与関係について各団体の取り組みについてお話を伺っていることはある。

20 自治労： そのことだけで呼ばれているということではないだろうが、締め付けがきついと感じていることは事実だろう。委託化などによって、職種が持っている経験的専門性が引き継がれていかないという問題も認識していただきたい。

25 自治労： 2012年4月以降の定数管理については内部的には検討を始めているのか

総務省： 今後の方針については言える立場には無い。

30 自治労： 高校の授業料無償化に関わって、授業料徴収がなくなることで人員削減という話が出るかもしれないが、その他の徴収金会計などもあり、所得制限という話にでもなれば事務量が膨大になるということも考えられるので、現場の実態を把握した上で定数管理をご検討いただきたい。

また、学校現業が正規採用で居ないということで、学校事故についての

危険箇所を見逃してしまったり、対応が遅れているということも全国で起こっているので、児童生徒の安全ということも念頭に費用対効果を考えていただきたい。